

民間化政策・コンセッション方式の具体的検証と地方自治体での活用 (3)

安倍政権は、社会資本の整備、維持更新等に「コンセッション方式」の活用を拡充する姿勢を示している。これまで本ニュースでフランス、アメリカを概観したが、今回は民間化の母国とも言えるイギリスを概観する。

イギリスは、日本におけるPFI（民間資金活用による社会インフラ整備）、そしてPPP（官民連携）の取組みの母国的存在であり、サッチャー政権に代表されるNPM理論（新公共管理理論）の活用により、民間化政策、小さな政府論、そして公共選択論等を展開し、市場原理と効率化の考え方を積極的に政策に取り込んできた。こうしたイギリスの取組みは経済社会の活力を生み出す一方で、事故の多発等イギリス国鉄の民営化において生じた問題にも見られるように、ガバナンスに関する課題が生じる背景ともなっていた。このためブレア政権からは、公共サービスの効率性だけでなく質の向上を目指す取組みが重視され、その視点からイギリスでもコンセッション方式が選択肢として導入されている。なお、フランスと異なり不文法、判例法を基本とするイギリスでは法体系としてコンセッション方式が独自に存在するのではなく、PFI等と同様に判例の蓄積によって民間活用のひとつの類型として形成されており、2006年施行の公共契約規則でもひとつの手段として規定しているにすぎない。

周知のとおりイギリスでは、PFIをはじめとしてプロジェクトの評価の基本的には「Value for Money」である。イギリスでは、コンセッション方式が官からの支払いを不可欠としない点でPFIと異なるものの、官民間で契約を結び公共サービスを民間に委ねる点では同様の位置づけにある。公共契約規則では、「公共サービスのコンセッション契約とは、公共機関から契約に基づいて公共サービスの創造やサービスを実施する権利を付与されるもの」とされ、イギリス財務省レポートでは「公的主体が民間事業者に、ある資産（公共施設等）を用いて収益・収入を得る権利で、民間事業者は資産に関する資金調達、関連資産の取得、維持管理・運営などを行う」としている。イギリスのコンセッション契約は、①官民契約を基本とすること、②管理運営行為を基本的に民間に委ねること、③需要リスクを民間に移転すること、④サービス運営の成果が評価に反映されることなどが基本的要件とされており、有料道路、空港、鉄道等の分野に活用されている。

コンセッション方式の柱である事業運営権に関する法的構成は、官民間の契約内容によって組み立てることを原則とし、一般的には対象施設について一定期間の占有権を設定し、当該施設で事業を運営し収入を得る権利を意味する。民間事業者側の権利としては、公共施設等の占有権や事業展開による利用料金の收受権が生じ、コンセッション方式の対象となる構築物の設計、資金調達、建設、維持、運営などに係る事業者の権利は契約において生じることとされる。一方で、コンセッション方式において生じる事業者の義務についても契約で定められ、資金調達、関連資産の取得、維持管理・運営を行うことや需要リスク負担については民間事業者の義務となることが基本となる。

事業運営権は、調達手続きとそれに続く契約手続きによって民間事業者が取得することになる。調達手続きは、公共契約規則に基づいて公告手続きを行い、他の調達手続きと同様の手続きで進められる。公共契約規則では、最も経済的な入札者を選定するとしており、その基準には、①サービスの質、②価格、③技術的優位性、④デザインや機能的特徴、⑤運用コスト、⑥費用対効果、⑦アフターサービスのレベル、⑧技術的支援の質、⑨納期、スケジュールの信頼性等の項目を設定することが一般的である。

事業運営権について、イギリスの場合は基本的に「Value for Money」の原則に基づいて判断することから、事業運営権を算定する際にもこの考え方が適用される。コンセッション方式における「Value for Money」の向上とは、行政自身で事業を行う場合に比べ、民間事業者が行う方がより収益が向上することである。

イギリスのコンセッション方式では、民間事業者に対する対価は必ず発生するものとされていない。但し、行政側がコンセッション方式の対価を民間事業者に支払う場合には、契約時に一括で支払う場合と毎年度分割で支払う場合、両者を組み合わせる場合等多彩な形態がある。また、事業者の収入の一定料を支払う形態などもある。もちろん、コンセッション方式の対価の設定には、事業者が得られる収益を踏まえて算出することとなる。